

議案第 5 号

桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の
委託に関する規約の変更に係る協議について

桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により同組合と協議し、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約の一部を変更する告示

桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約(平成28年4月1日施行)の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

桐生地域医療企業団と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約

第1条中「桐生地域医療組合」を「桐生地域医療企業団」に改める。

第3条第1項中「桐生地域医療組合」を「桐生地域医療企業団」に改め、同条第2項前段中「桐生地域医療組合管理者」を「桐生地域医療企業団企業長(以下「企業長」という。)」に改め、同項後段中「桐生地域医療組合管理者」を「企業長」に改める。

第6条から第9条まで中「桐生地域医療組合管理者」を「企業長」に改める。

第11条中「桐生地域医療組合管理者」を「企業長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 5 号 桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約の変更に係る協議について

「桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約」を変更するため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものです。